

## 医師確保計画の作成について

### 1 背景

- ・ 人口 10 万人対医師数は、医師の偏在の状況を十分に反映した指標となっていない。
- ・ 都道府県が主体的・実効的に医師確保対策を行うことができる体制が十分に整っていない。

#### (1) 医師の偏在の状況把握

##### ア 医師偏在指標の算出

三次医療圏・二次医療圏ごとに、医師の偏在の状況を全国ベースで客観的に示すために、地域ごとの医療ニーズや人口構成、医師の性年齢構成等を踏まえた医師偏在指標の算定式を国が提示する。

##### イ 医師多数区域・医師少数区域の設定

全国の 335 二次医療圏の医師偏在指標の値を一律に比較し、上位の一定の割合を医師多数区域、下位の一定の割合を医師少数区域とする基準を国が提示し、それに基づき都道府県が設定する。

### 2 計画策定に向けた都道府県の役割

#### (1) 医師の偏在の状況把握（再掲）

#### (2) 『医師確保計画』（＝医療計画に記載する「医師の確保に関する事項」）の策定

##### ア 医師の確保の方針

医師偏在指標の大小、将来の需給推計などを踏まえ、地域ごとの医師確保の方針を策定。（三次医療圏、二次医療圏ごとに策定）

##### イ 確保すべき医師の数の目標（目標医師数）

医師確保計画策定時に、3 年間の計画期間の終了時点で確保すべき目標医師数を、医師偏在指標を踏まえて算出する。（三次医療圏、二次医療圏ごとに策定）

##### ウ 目標医師数を達成するための施策

医師の確保の方針を踏まえ、目標医師数を達成するための具体的な施策を策定する。

### 3 スケジュール

3 月	医療対策協議会にスケジュール等を報告
6～7 月	医療対策協議会で骨子案を協議 保健医療計画推進会議で骨子案を報告
9 月	県議会平成 31 年第 3 回定例会に骨子案を報告
11 月	医療対策協議会で素案を協議
12 月	県議会平成 31 年第 4 回定例会に素案を報告
1～2 月	医療対策協議会で計画案を協議
2 月	保健医療計画推進会議で計画案を報告
2～3 月	医療審議会に計画案を報告 県議会平成 32 年第 1 回定例会に計画案を上程 ※保健医療計画の一部として計画施行（4 年間）